

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年1月26日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、1月26日の原子力規制委員会定例会見を始めます。皆様からの質問をお受けします。

いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

ヨシノさんお願いします。

○記者 すいません。テレビ朝日、ヨシノと申します。

今日の議題と関係ないんですけども、東京電力が突然この間、先だっでの会見からですね、働いている人の被ばく線量ですね、内部被ばくにせよ、外部被ばくにせよ、プライバシーということで、一切公表しない方向で今検討しているということを使い始めまして、これは一体、私もバックグラウンドをあんまりよく分かっていないんですけども、まず、その受け止めということについてお伺いしたいんですが。

○更田委員長 そうですね、受け止めになるかどうか、ちょっと。実は、それは私たちにとっても、ケースによるんですが、大変な悩みどころになるんです。例えば、労働災害での被ばく事故等は、私たち所管する立場にはありませんけれども、例えばINES評価（国際原子力・放射線事象評価尺度）のようなものを行って、国際的には、共有すべき情報はできるだけ早く発信をしたいと。

ところが、INES評価の、例えば評価のレベルの表等を御覧いただければ分かりますけども、労働災害によって著しい被ばくの影響を受けたとか、あるいは亡くなられてしまったとかというふうなものが、そのレベル分けの基準になっているんですけど、御本人がどれだけ被ばくによって影響を受けたかはまさに個人情報でもあって、さらに御本人や御家族が公表を望まれないケースというのが非常に多いんですね。

ですので、そういった被ばくで起きてしまった事故であるとか、災害に関する情報を速やかに共有するという事は意味のある、価値のあることではあるんですけど、一方で、個人情報をないがしろにはいけないというのも大変重要なところで、私たちもそれを悩みどころとして問題意識を持ったことがありますし、東京電力も東京電力で、実際に被ばくが起きてしまったときの御本人の意思を尊重する。その共通的なルールとして方針を立てたのではないかと思います。推測でしかありませんけれども。

ただ、ヨシノさんお尋ねの件については、個人情報保護と、それから被ばくといった起きたことを知らせるという意味での相反するところなので、悩みどころであるのは事

実だというふうに、私たちも思っています。

○記者 そのところは東電にもさんざん質問しているところなんですが、そうはさりとて、誰それさん、Aさん、年齢を言うかどうかは別として、Aさんに、例えば何ミリシーベルトの被ばくといったところで、本人を特定できるわけもなく、またプライバシーが侵害されるはずもないと思うんですけれども、その辺は、要するにプライバシーに配慮さえすれば、発表しても差し障りないんじゃないかなと思うんですが、駄目だって、また言われると困っちゃうんですよね。その辺どうでしょうか。

○更田委員長 大いに議論の余地のあるところだと思っています。実際、労災事故のようなもので、被ばく医療を受けるケースになると、非常に個人情報との関連が出てきます。被ばく医療を受けた、受けないということは、やはり非常にパーソナルなことです。まさに個人情報で保護されるべきものだと思いますけども、あるいはこういった状況下で、そういった被ばくが起きたのかということも、個人情報につながってしまうケースというのはあるだろうと思います。

一方で、ヨシノさんのおっしゃるように、個人情報だということに過度に寄りかかってしまって、被ばくのことは全く出せないというのも問題なので、いや、難しい議論だというふうに本当に思います。

○記者 最後にします。もっと単純に私は考えていまして、例えば、1999年に起きたJCO(株式会社ジェー・シー・オー)臨界事故、もう十分御存じだと思うんですけども、このときに、ある方は17Svを浴びてしまい、ある方は10Svを浴びてしまい、大変苦しみの中で亡くなっていかれたと。この線量が発表されないと、やはり事故の規模感というのが全く分からなくなるんです。だから、そういうものはやっぱり、これから東電も、デブリ取り出しなどという作業を始めたら何が起きるか分からないわけですから、それはやっぱり公表する姿勢は必要んじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○更田委員長 基本的に反論するわけではありませんけど、ただ、ヨシノさん、ちょっと短絡している部分があるかなと思うのは、被ばく量の推定というのは、なかなか容易ではない。例えば、空間線量率が安定している場に何時間いたとかというケースであれば、被ばく量の推定って、外部被ばくの推定って難しくはないですけども、内部被ばくした恐れがあるというような状況だと、結局バイオアッセイですね、排せつ物等々の分析等をやるとなると相当の期間がかかりますし。それから、ですから、軽微な内部被ばくだと分からないことももちろんある。さらに言えば、全身の被ばくなのか、局所被ばくなのかによって、JCOのケースもそうですけども、大きく様相が違ってくる。体幹の部分であるとか、手や足の先の皮膚であるかによっても大きな違いがありますので、災害が起きたときというのは線量場の再構築というか再現をやってみて、そして、どれだけの被ばくが起きたのかというのを評価をしていくわけですけど、なかなか簡単ではないですし、それから、非常に激しい被ばくが起きてしまった場合というのは、被ばくされてしまった方の症状であるとか、そういったものから被ばく量を推計していくことに

なるので、そうすると、被ばく評価の結果と個人情報との関連、結びつきというのが非常に強くなってしまいますので、速やかにとヨシノさんおっしゃったけど、速やかな被ばく量の把握というのも、なかなか技術的に簡単ではないと思います。

ただし、御指摘は大変重要な御指摘だと思っていて、個人情報ということに寄りかかって、情報が過度に伏せられてしまうことは好ましくないと思っています。ですから、統計的な意味での表現の仕方というのが、もし探れるんだっただけですけども、問題となるのは、少数個人が大きな被ばくを受けたときになるケースがほとんどなので、なかなか難しいとは思っています。問題意識は持っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。じゃあ、フジオカさんお願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の委員会のトピックでもちょっと言及があったかと思うんですけど、美浜3号機の運転上の制限の逸脱の関係で、委員長がコメントされていらっしゃっていて、多分より実態に沿った形の議論を目指したほうがよいという投げかけだったのかなと理解したんですけど、例えば特重施設の審査とかにも影響してくる部分が今後あるのかなとも、ちょっと思っていますけれども、ちょっと言及されている中でそのように話されているところもあって、そのあたり、どのようにお考えになって御発言されたのかなと。

○更田委員長 LCO（運転上の制限）、運転条件を逸脱しているかどうかというので、逸脱があったということで報告を受けるわけですけども、それはある種、ノーマルでない条件になりましたという報告で、今回の場合は、SA系のSA盤といわれる重大事故等対処施設の監視装置が見られない状態になった。それを電源オフして入れ直したら復帰した、それ自体は、原因はきっちり把握してもらわなきゃいけないし、そんなことが起きたって構わないというつもりは毛頭ないです。それはやはり、しっかりとした故障の原因というのはつかまえる必要があるし、改善が必要だったら改善してもらう必要がある。

ただ一方、その施設が危険な状態にあったという意味での報告のされ方をすると、我々は我々として、こちらにも仕事が発生するし、向こうも報告なりなんなりが発生するわけですけど、常設のふだん使っているものでずっと見れている状態が、非常時に使うものが見れなくなったから危険な状態になったというふうなのは、どう考えても設定としてやりすぎでしょうと。これはもう審査のときから議論は、けしかけたという言葉、表現は悪いんですけど、本当にこれでいいんですかというようなやり取りはあったんですけど、とにかく従来と同じ方式でLCOを設定しますという、早く許可が欲しいと言えばそれまでなんですけど、そういう悪く言えば安易な設定をしてきて、これまでそれを変えてきてないので、じゃあ、なますを吹くようなやり過ぎ状態が、本当に原子力施設の状態を把握する上でベストかといったら決してそういうことではないので、やはりこれは各事業者が検討して変更申請してくるなり、あるいはATENA（原子力エネルギー協議会）みたいな組織が統一的な

見解でもって変更するか。規制上で言えば保安規定の変更なりなんなりという形になります。

お尋ねのように影響があるとすれば、特定重大事故等対処施設を運用する際の保安規定の議論というのは、今後変わってくる可能性はあるだろうと思います。私はより現実的に変えるべきだというふうに個人的には思っています。

○記者 なかなか特重施設の審査等にも絡むところなので、うかがい知ることが難しいところなのかなと思うんですけども、委員長のお考えとして、このように変わっていけばいいのになとか、今後のもし展望のようなものがあれば伺ってもいいですか。

○更田委員長 特に、LC0だけではないんですけど、例えば新規制基準の適合するときに、シビアアクシデント、重大事故という呼び方をしていますけど、その備えとして様々な機器の整備を要求して、それを事業者は新規制基準に適合するために整備をした。審査を受けて、許可を受けた上で整備をした。その上で、今度は整備に時間のかかる特定重大事故等対処施設、特重施設を整備した。そのときにあるかなと思っていた議論がなくて、すっ飛んで、それまでの重大事故等対処施設は全部そのまま置いたまま、特定重大事故等対処施設の運用に入りますと。果たしてそれは本当かという部分もあって、もちろんそれが悪いというわけではないし、それからバックアップですとか、後ろの備えという意味ではそれが悪いというわけではないけれど、実際に、例えば給水が喪失した、炉心に水を入れたときに使う順序というのは、明らかに重大事故等対処施設なんかよりも特重施設のほうが先にくるわけですよ。特重施設でボタンを押せば水が入っているのに、要員の人たちが大勢駆け回ってホースをつないでやるはずないわけで、やるはずがないというか、やるべきではないわけですよ。

そうすると特定重大事故等対処施設の運用が始まった時点で、重大事故等対処施設のこういう整備に、やめるという意味ではないけれど、従来と違う整備の在り方というのはあってもいいだろうし、事業者のほうからしてみれば、こちら側で言うことではないけど、特重を整備するんだったら、この部分は合理化できるんじゃないかというような議論があるかなと思っていたんですけど、それが全くなかったのだから、こちらから言い出すことでも、ちょっとないのかなというところはあったので、特重も備えた原子力発電所に関しては安全設備全体を捉えた上で、どういったやり方が一番効果的なのかという議論というのは、今後も続いていく議論だと思っています。

フジオカさん、これは決して単発的に行うものではなくて、継続的な改善ですから、特重だけではなくて、重大事故等対処施設、特重施設、それから従来の設計基準施設も含めて、全体を捉えてどうあるべきかという議論は継続していくべきだろうというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

最後にしますけど、長期的な視点を考えたときに、EAL（緊急時活動レベル）の議論だったりとか、そういったところにも重なってくるころはあるのかなと思うんですけど、そ

のあたりはどのようにお考えですか。

○更田委員長 それも当然、関連というか、非常に広い話ですけどね。EALだって、特定重大事故等対処施設がなかったときのEALと、出来てからのEALは当然議論の余地がいっぱいあるんですよ。それから、例えばフィルタードベント一つをとっても、フィルタードベントがあるために炉心損傷、炉心溶融が起きてから放射性物質の放出までに、ものすごい時間がかかるケースがある、1週間とか2週間とか。そうなったときに、今の防災計画というものがいいのかというと、例えば予防的避難をしていただいた方に関して言うと、ずっと外にいなきゃならなくなるわけですね。果たしてそれが現実的か。

一方で、炉心が損傷している、溶けているのに、ベントはまだまだ先だから、そこにいてくださいというのが通用するのか。これも大きな問題で、こういった事故の進展が遅いケースというのは災害対策指針にとって、あるいは地域防災計画にとって研究課題だと思います。これは1年ぐらい前から言っていますけれども、大きな課題だというふうに思っています。ですから、おっしゃるようにEAL等も含めて全体が常に見直す、見直すべきところは見直すという心構えで議論を続ける必要があると思っています。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—